

日本第四紀学会評議員会規程

(2017年1月28日、評議員会にて決定)
(2017年6月17日、評議員会にて一部改正)
(2024年7月7日、評議員会にて一部改正)

[目的]

第1条 日本第四紀学会評議員会は会則第14条に基づく組織であり、日本第四紀学会の運営に関する案件を審議決定する。また、本会会則の施行に係わる細則を決定する。

[業務]

第2条 評議員会は、以下の業務を行う。

- (1) 学会運営の具体的方策、事業計画及び予算案の承認、執行部会に対する指示
- (2) 名誉会員の推薦
- (3) 会員の除籍
- (4) 評議員会議長・議長代理、会計監査の選出
- (5) 各常設委員会(法務委員会を除く)委員長、各選考委員会委員長の選出、およびこれらの委員会委員の承認
- (6) 特別委員会の設置
- (7) 本学会の定めた賞の受賞者の決定。但し、若手・学生発表賞は除く。
- (8) 総会の議案の決定
- (9) 細則(規程、内規など)の改訂あるいは新規細則の決定
- (10) その他、執行部会から要請された案件の審議

[構成]

第3条 評議員会は会長、副会長と評議員によって構成される。会長経験者および名誉会員は評議員会に出席し、意見を述べることができる。会長が必要と認める場合には、評議員以外の者を評議員会に出席させることができる。

[会合]

第4条 評議員会の会合は会長が招集し、対面形式の他、オンライン会議システムを利用することができる。

[議事録の作成]

第5条 評議員会の議事録は庶務委員会が作成し、評議員会が確定する。

[議題]

第6条 評議員会の議題は、執行部会が提出した議題、評議員が提出した議題とする。

[議決]

第7条 評議員会の議決は、原則として、多数決とする。

2. 電磁的な方法で開催された評議員会での議決は、会則第14条7に従う。

[規程の変更]

第8条 本規程の変更には、評議員会の承認を必要とする。

付則1 本規程は、2024年7月7日より施行する。